

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	後期高齢者医療制度関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
愛知県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	—

評価実施機関名
愛知県後期高齢者医療広域連合

公表日
令和5年3月29日

[平成31年1月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度関係事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納管理、滞納整理、医療給付に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び減額認定証発行等の事務を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</li> <li>被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証に関する事務</li> <li>後期高齢者医療給付の支給に関する事務</li> <li>災害等の特別の事情がある被保険者に係る減免等の措置に関する事務</li> <li>保険料滞納者等に係る後期高齢者医療給付の一時差止めに関する事務</li> <li>保険料徴収又は賦課に関する事務</li> </ol>
③システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以後「標準システム」という。）、外付けカスタマイズシステム、医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） 第9条及び別表第一第59号 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 住民基本台帳法 第30条の9</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法 第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） (照会)別表第二 項番80、81 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、80、87、93、97、106、109、120 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ・高齢者の医療の確保に関する法律第165条の2(支払基金等への事務の委託) (照会)第1項 第1号 (提供)第1項 第2号 (委託)第2項 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	管理課
②所属長の役職名	管理課長
6. 他の評価実施機関	

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館内 愛知県後期高齢者医療広域連合 総務課 ※郵送の場合の宛先についても同上
-----	--

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館内 愛知県後期高齢者医療広域連合 総務課 Tel.052-955-1227 Fax.052-955-1298
-----	---

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月7日 時点

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月7日 時点

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	--------------------------------------

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]			<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ○ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	I - 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高齢者の医療に関する法律及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、(以下省略)	高齢者の医療の確保に関する法律及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、(以下省略)	事後	脱字の修正であるため、重要な変更に該当しない。
平成29年2月28日	I - 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム (以後「標準システム」という。) 外付けカスタマイズシステム	後期高齢者医療広域連合電算処理システム (以後「標準システム」という。)、外付けカスタマイズシステム、医療保険者等向け中間サーバー	事前	情報提供ネットワークシステムによる情報連携の実施有無の変更に伴う再評価
平成29年2月28日	I - 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条及び別表第一第59号 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条及び別表第一第59号 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 住民基本台帳法 第30条の9	事前	情報提供ネットワークシステムによる情報連携の実施有無の変更に伴う再評価
平成29年2月28日	I - 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	情報提供ネットワークシステムによる情報連携の実施有無の変更に伴う再評価
平成29年2月28日	I - 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(新設)	<p>・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80、81 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2</p> <p>(提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、80、82、87、93、97、106、109、119 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第25条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2</p> <p>・高齢者の医療の確保に関する法律第165条の2(支払基金等への事務の委託) (照会)第1項 第1号 (提供)第1項 第2号 (委託)第2項</p> <p>広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。</p>	事前	情報提供ネットワークシステムによる情報連携の実施有無の変更に伴う再評価
平成29年2月28日	II - 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月3日 時点	平成29年2月14日 時点	事前	情報提供ネットワークシステムによる情報連携の実施有無の変更に伴う再評価
平成29年2月28日	II - 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月3日 時点	平成29年2月14日 時点	事前	情報提供ネットワークシステムによる情報連携の実施有無の変更に伴う再評価
平成30年5月25日	I - 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納管理、滞納整理、医療給付に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び減額認定証発行等の事務を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 1. 被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 2. 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾患療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 3. 後期高齢者医療給付の支給に関する事務 4. 災害等の特別の事情がある被保険者に係る減免等の措置に関する事務 5. 保険料滞納者等に係る後期高齢者医療給付の一時差止めに関する事務 6. 保険料徴収又は賦課に関する事務	高齢者の医療の確保に関する法律及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納管理、滞納整理、医療給付に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び減額認定証発行等の事務を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 1. 被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 2. 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾患療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証に関する事務 3. 後期高齢者医療給付の支給に関する事務 4. 災害等の特別の事情がある被保険者に係る減免等の措置に関する事務 5. 保険料滞納者等に係る後期高齢者医療給付の一時差止めに関する事務 6. 保険料徴収又は賦課に関する事務	事前	制度改正に伴う事務の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月25日	I -4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)  (提供) 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、 第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第25条の2、第33条、第43条、第44条、 第46条、第49条、第53条、第55条の2	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)  (提供) 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、 第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第25条の2、第33条、第43条、第44条、 第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	事後	法令上の根拠の追加
平成30年5月25日	I -5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	管理課長 小島 久佳	管理課長 山田 耕平	事後	人事異動による変更
平成31年2月28日	I -5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	管理課長 山田 耕平	管理課長	事後	様式の変更
平成31年2月28日	IV リスク対策		追加	事後	様式の変更
令和2年3月23日	表紙 公表日	平成31年2月28日	令和2年3月23日	事前	再評価に伴う変更
令和2年3月23日	I -4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、17、22、 26、27、33、39、42、43、58、62、80、82、87、 93、97、106、109、119 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3 条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19 条、第20条、第25条、第25条の2、第33条、第43 条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条 の2、第59条の3	(提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、9、17、 22、26、27、33、39、42、43、58、62、80、87、 93、97、106、109、120 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3 条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15 条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、 第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43 条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条 の2、第59条の3	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	I -7. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 請求先	〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目6番5 号 国保会館内 愛知県後期高齢者医療広域連合総務課 TEL 052-955-1227	〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目6番5 号 国保会館内 愛知県後期高齢者医療広域連合 総務課 ※郵送の場合の宛先についても同上	事前	記述の変更
令和2年3月23日	I -8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ 連絡先	〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目6番5 号 国保会館内 愛知県後期高齢者医療広域連合総務課 TEL 052-955-1227	〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目6番5 号 国保会館内 愛知県後期高齢者医療広域連合 総務課 Tel.052-955-1227 Fax.052-955-1298	事前	記述の変更
令和2年3月23日	II -1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年2月14日 時点	令和2年1月7日 時点	事前	再評価に伴う変更
令和2年3月23日	II -2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年2月14日 時点	令和2年1月7日 時点	事前	再評価に伴う変更
令和4年12月2日	表紙 公表日	令和2年3月23日	令和4年12月2日	事後	法改正に伴う条ずれの修正 (形式的な変更)
令和4年12月2日	I -4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事後	法改正に伴う条ずれの修正 (形式的な変更)
令和5年3月29日	表紙 公表日	令和4年12月2日	令和5年3月29日	事後	法改正に伴う条ずれの修正 (形式的な変更)
令和5年3月29日	I -4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	(提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、9、17、 22、26、27、33、39、42、43、58、62、80、87、 93、97、106、109、120 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3 条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15 条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、 第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43 条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条 の2、第59条の3	(提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、9、17、 22、26、27、33、39、42、43、58、62、80、87、 93、97、106、109、120 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3 条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15 条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、 第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、 第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55 条の2、第59条の3	事後	法改正に伴う条ずれの修正 (形式的な変更)